

狛江市多摩川関連問題第二次報告書

【早期の対応を求められる4つの案件について】

狛江市多摩川関連問題庁内検討委員会

平成 23 年9月

1 これまでの経過

平成 21 年 12 月に市民提案書として報告された「どうする多摩川河川敷？問題解決と有効活用に向けたまちづくりディスカッション～こまえ市民討議会」で提案を受けた河川敷でのバーベキュー全面禁止を実現化するために、多摩川河川敷の包括占用及び河川敷の小田急線高架下部分の駐車場としての活用等の対策を検討している。

平成 23 年3月に報告した狛江市多摩川関連問題第一次報告書では、狛江市多摩川河川敷において早急に解決しなければならない問題として、多摩川河川敷のバーベキューに関する苦情及び多摩川緑地公園グラウンドの駐車に関する対応をあげた。早期対応として市道 543 号線での交通規制、市道 533 号線に一定の規制を設けた上で開放することを定めた。

最終的には多摩川河川敷を包括占用し、バーベキュー禁止条例を制定することによって法的規制を行うこと、また、小田急線高架下に駐車場を整備することを総論としてまとめた。

[早期対応の結果]

①市道 543 号線の車両通行止め

平成 23 年4月 18 日	市道 543 号線供用廃止 自転車及び歩行者専用道としての供用開始の告示 お知らせ看板の設置
平成 23 年4月 25 日	車止め設置工事開始
平成 23 年4月 29 日	市道 543 号線自転車及び歩行者専用道としての供用開始

規制後、ゴールデンウィークに多摩川河川敷のバーベキュー実態調査及び周辺道路における車両路上駐車状況調査を行い、車や人の流れがどのように変化したかを調査したところ、和泉多摩川地区センター前の市道 35 号線に違法駐車が増大し、その他世田谷通り高架下の側道等に駐車する車両が見られた。

市道 35 号線については、単管パイプで車両の流入を防いでいる。また、世田谷通り高架下の側道については、調布警察署とも協議の上、道路管理者である東京都北多摩南部建設事務所調布工区等に対応を依頼している。

②市道 533 号線に一定の規制を設けた上での開放

平成 23 年4月 28 日	違法駐車防止のために起点及び終点にボラード、道路脇に単管パイプを設置する。
----------------	---------------------------------------

市道 533 号線の開放後、一部単管パイプが壊される等の事態はあるが、違法駐車車両は少ない。その代わりに和泉多摩川駅から住宅街を通過して多摩川河川敷に抜ける道に違法駐車が増加し、苦情が寄せられている。住宅街の違法駐車については、平成 23 年8月に、市道の両側に外側線を引き、警察に違法駐車を取り締まりを依頼することで対応している。

[ゴールデンウィーク多摩川河川敷バーベキュー利用状況調査の結果]

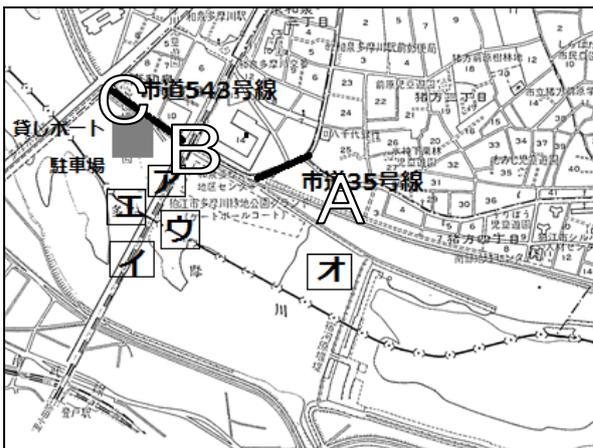
●調査目的

早期対応後の効果の検証を行うため。

●概要

実施場所	和泉多摩川河川敷
実施期間	平成 23 年4月 29 日～5月8日(10 日間)
調査部課	建設環境部環境管理課
調査方法	調査日の 12:00、17:00、21:00 に委託業者がバーベキュー状況を確認し、利用者人数・駐車車両数等をカウントする。
調査区域	下記のとおり

●調査区域図



●調査結果

①時間帯別バーベキュー利用者数

【平成 23 年ゴールデンウィーク】

	12:00	17:00	21:00	計
計	8,046 人	4,074 人	110 人	12,230 人
一日平均	805 人	407 人	11 人	1,223 人

【参考:平成 22 年9月】

	12:00	17:00	21:00	計
計	3,914 人	3,572 人	313 人	7,799 人
一日平均	391 人	357 人	31 人	780 人

②区域別バーベキュー利用者数

【平成 23 年ゴールデンウィーク】

	ア	イ	ウ	エ	オ	計
計	2,549 人	3,517 人	813 人	2,814 人	2,537 人	12,230 人
一日平均	255 人	352 人	81 人	281 人	254 人	1,223 人

【参考:平成 22 年9月】

	ア	イ	ウ	エ	オ	計
計	2,222 人	2,178 人	825 人	1,435 人	1,139 人	7,799 人
一日平均	222 人	218 人	83 人	144 人	114 人	780 人

③区域別駐車車両数

【平成 23 年ゴールデンウィーク】

	A 一般	A 業者	B 一般	B 業者	C 一般	C 業者	計
計	78 台	51 台	6 台	14 台	0 台	5 台	149 台
一日平均	8 台	5 台	1 台	1 台	0 台	1 台	15 台

【参考:平成 22 年9月】

	市道 543 号線	河川敷内	市道 35 号線	計
計	124 台	170 台	40 台	334 台
一日平均	12 台	17 台	4 台	33 台

●調査結果の検証

(1) 早期対応、利用状況調査により対応できた点

- ・市道 543 号線、市道 533 号線への違法駐車規制による、全体的な駐車車両の減少。
- ・市道 543 号線の通行規制による、貸しボート屋駐車場への車両の流入の規制。
- ・市道 543 号線通行規制後における違法駐車増加区域の把握。

(2) 今後の改善点

- ・市道 543 号線、市道 533 号線の規制による住宅街を含めた他の場所への違法駐車車両の増加。
⇒北多摩南部建設事務所調布工区等の道路管理者と協議の上、警察にも対応を依頼。
- ・車両は規制できたが、電車を利用する人の流れは変わらず、バーベキュー利用者数は去年の9月調査から大幅に増加している。
- ・騒音やゴミ等の問題による、苦情の増加。
⇒騒音やゴミ問題を解決するためにも、バーベキューの全面的な禁止が望まれる。

[第一次報告書であげた今後の検討事項についての検討結果]

河川敷の火災・治安対策	バーベキュー及び花火等の規制に合わせて検討する。
河川敷における撮影申請の一本化	現在、市施設での撮影の申請は地域活性課で一元化して行い、施設使用許可は各所管部署で行っている。広域での包括占用後、狛江市管理範囲として、京浜河川事務所への申請を行うことなく、他の市施設と同様に、撮影による河川敷の使用を狛江市単独で許可することが出来るようになる。
河川敷のホームレス対応	根本的な解決策が無いため、今後も国土交通省と協力しながら対応する。
ごみの不法投棄	バーベキューの規制と併せて、ごみの排出状況を確認しながら対応する。 ※路上喫煙禁止条例策定委員会にて、ポイ捨ての規制について検討を行う。
多摩川河川敷のバーベキューに関する苦情	全面禁止の方向で、条例制定を進める。
水神下市有地の利活用	関係各課及び団体と、状況に変化が生じた場合対応を行う。
天端の舗装に関する対応	関係各課及び団体と、状況に変化が生じた場合対応を行う。
市道 543 号線の駐車対策	平成 23 年 4 月 29 日より自転車及び歩行者専用道として供用を開始した。
市道 533 号線の供用	平成 23 年 4 月 28 日に市道 533 号線の起点及び終点にボラード、道路脇に単管パイプを設置し、違法駐車規制を行った。
市道 145 号線の通行止め	都道 114 号線の対応の中で整理する。
和泉多摩川地区センターのトイレの不適切な使用	和泉多摩川地区センターのトイレは規模が小さく、また、障がい者用トイレ設置の要望もあるため、公共施設再編方針において大規模改修が予定されている同センターは、適地への移転も含め、地区センターの機能、トイレの機能が確保されるよう、検討する必要がある。
多摩川緑地公園グラウンドの駐車に関する対応	現在、駐車場の整備・運営・管理について小田急電鉄株式会社に協力を求めている。
和泉多摩川緑地都立公園化話し合い会の対応	総合基本計画に位置づけられた内容を基に、引き続き話し合い会の対応を行う。

2 委員会の検討結果による新たな改善策

[多摩川緑地公園グランド駐車場に関する対応について]

平成 23 年8月に、第一次占有者である小田急電鉄株式会社に、小田急線高架下に駐車場を整備・運営・管理していただけるよう協力を求めているが、協力が得られない場合は市による駐車場の整備・運営・管理の可能性はある。

[貸しボート屋に関する対応について]

貸しボート屋を狛江市観光協会の取り組む観光事業として位置づけられないか検討を行っている。



[包括占有について]

バーベキュー等行為の規制には、包括占有許可を必要としないが、上記2点の事業を実施するためには、包括占有の許可及び包括占有を前提とした部分占有が必要となる。そのため、今後包括占有許可申請を行っていく。

3 今後の方針

第一次報告書で提示した早期の対応を求められる案件として、多摩川河川敷のバーベキューに関する苦情、多摩川緑地公園グラウンドの駐車に関する対応があげられる。また、委員会内で検討を行った結果、新たな改善策が見出され、貸しボート屋に関する対応及び包括占用についても、早期の対応を求められる案件となっている。

今後、この4点を中心に、最終的な方向性に向けて対応を行っていく。

また、その他多摩川関連については、随時報告を行っていく。

<今後の流れ>

【早期の対応を求められる案件】

- ・ 多摩川河川敷のバーベキューに関する苦情(第一次報告書より継続案件)
- ・ 包括占用に関する手続き(第一次報告書より継続案件)
- ・ 多摩川緑地公園グラウンドの駐車に関する対応(第一次報告書より継続案件)
- ・ 貸しボート屋に関する対応(新規案件)



対応①

[多摩川河川敷のバーベキューに関する苦情]

平成23年度内の制定を目指し、条例の策定を行っていく。

<検討事項>

- ①骨子、素案の作成
- ②パブリックコメントの募集
- ③市民説明会の実施
- ④市民意見のまとめ、公表
- ⑤狛江青年会議所との意見交換
- ⑥規則、要綱の検討
- ⑦条例制定後の対応の検討(人件費、管理費の計上)
- ⑧市議会での議決
- ⑨周知、施行

対応②

[包括占有に関する手続き]

平成 23 年度内の占有を目指し、国土交通省京浜河川事務所と協議の上、手続きを行う。

<検討事項>

- ①包括占有範囲の検討
- ②所管課の検討
- ③小田急線高架下の占有について、小田急電鉄株式会社との協議
- ④国土交通省京浜河川事務所との協議
- ⑤包括占有区域維持管理費用の計上

対応③

[多摩川緑地公園グラウンドの駐車に関する対応]

平成 23 年度内を目指し、小田急線高架下に駐車場を設置する。

<検討事項>

- ①小田急電鉄株式会社との協議
- ②国土交通省京浜河川事務所との協議
- ③管理形態の検討
- ④管理費用の計上

対応④

[貸しボート屋に関する対応]

狛江市と狛江観光協会にて河川敷の使用契約を締結し、観光事業として貸しボート屋を活用する。

<検討事項>

- ①国土交通省京浜河川事務所との協議
- ②狛江市観光協会との協議
- ③管理形態の検討
- ④異常出水時の対応の検討



[最終的な方向性]

- 多摩川河川敷におけるバーベキュー禁止条例の制定
- 包括占有による、小田急線高架下への駐車場の設置
- 包括占有による、貸しボート業の観光事業化